

大阪市告示第328号

大阪市立西成市民館の利用料金の額について、大阪市立市民館条例（昭和39年大阪市条例第37号）第10条第3項及び第4項の規定に基づき、次のとおり承認したので、同条第5項の規定に基づき告示する。

令和8年3月10日

大阪市長 横山英幸

1 期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

2 金額

(1) 講堂

昼（9時～16時30分）	1,200円
夜（17時～21時）	1,500円
一日（9時～21時）	2,400円

(2) 集会室A

昼（9時～16時30分）	600円
夜（17時～21時）	750円
一日（9時～21時）	1,000円

(3) 集会室B

昼（9時～16時30分）	300円
夜（17時～21時）	400円
一日（9時～21時）	600円

※ 使用許可を受けた者が入場料その他これに類する料金を徴収するときは5割増しとする。

（福祉局生活福祉部自立支援課）